平成２２年（フ）第４３１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角1290番地22
債務者　塩越　雅祐
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町16番地15　レオパレスＴＡＣＨＩＢＡＮＡ106号室、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　８―303
債務者　張田谷征亜記
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６３号
埼玉県川越市大字笠幡2069番地67
債務者　新垣　　等
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８６号
埼玉県所沢市緑町３丁目17番55―102号
債務者　野口　美枝
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０３号
埼玉県川越市新富町１丁目12番地３　ベルメゾン川越サザンスケープ903号室
債務者　木村　　学
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の33
債務者　山西美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１２１号
山口県宇部市寿町２丁目12番20―602号、旧住所山口県宇部市東新川町４番６―905号
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２３号
山口県宇部市大字東岐波2462番地１、旧住所山口県宇部市大字西岐波543番地２
債務者　本多　享平
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２４号
山口県宇部市大字東岐波2462番地１、旧住所山口県宇部市大字西岐波543番地２
債務者　本多　史恵
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４９号
岩手県二戸市堀野字長瀬１番地２　井上アパート１号
債務者　田中　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１４４号
静岡県富士市宮島289番地の14、前住所静岡県静岡市葵区東68番地の15
債務者　芥川　真紀（旧姓石上）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１４３号
釧路市住之江町８番2404号
債務者　植田さゆり
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
釧路市昭和中央１丁目13番11号
債務者　大沢　敏子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４１号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地３　レクセル保土ケ谷112号
債務者　平國　　順
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９６号
神奈川県海老名市大谷北４丁目20番９号
債務者　加藤　千秋
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３５号
横浜市磯子区森３丁目14番40号
債務者　但野　容子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部